

広島県ふぐの処理等に関する条例をここに公布する。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県ふぐの処理等に関する条例

目次

第一章	総則（第一条―第四条）
第二章	ふぐ処理者（第五条―第十二条）
第三章	ふぐ処理者試験（第十三条―第十五条）
第四章	ふぐ処理施設（第十六条）
第五章	雑則（第十七条―第二十条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この条例は、ふぐの処理及び販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）について必要な規制を行うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止し、もって食品の安全性を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ふぐ処理 ふぐを食用に供する目的でその卵巣、肝臓、胃及び腸並びにこれら以外の部位で人の健康を害するおそれのあるもの（以下「有毒部位」という。）を除去し、又はその塩蔵処理を行うことにより人の健康を損なわないようにすることをいう。
- 二 ふぐ処理者 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第十七第一号へに規定するふぐの種類の見別に關する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者として第五条第一項の規定により知事の免許を受けたものをいう。
- 三 ふぐ処理施設 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号。以下「基準条例」という。）別表第三第二号に規定する営業について

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の規定により営業の許可を受け、基準条例別表第三第二号に規定するふぐを処理する施設の要件を満たす施設であつて、第十六条第一項の規定により登録を受けたものをいう。

四 ふぐ処理業者 ふぐ処理施設において、業としてふぐ処理者又はその者の立会いの

下に他の者にふぐ処理を行わせる者（自らふぐ処理者としてふぐ処理を行う者を含む。）をいう。

（販売の禁止）

第三条 ふぐは、ふぐ処理者が処理したもの又はその者の立会いの下に他の者が処理したもの以外は、食用として販売してはならない。ただし、ふぐ処理者、ふぐ処理業者その他規則で定める者に対して販売するときは、この限りでない。

（ふぐ処理の制限）

第四条 ふぐ処理者でない者は、ふぐ処理施設において、業としてふぐ処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐ処理に従事する場合は、この限りでない。

第二章 ふぐ処理者

（免許）

第五条 ふぐ処理者の免許（第二号を除き、以下「免許」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して知事が与える。

- 一 知事が行うふぐ処理者試験（以下「ふぐ処理者試験」という。）に合格した者
- 二 他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「他の都道府県知事等」という。）からふぐ処理に関する免許その他これに類するもの（以下「免許等」という。）を受けている者で規則で定めるもの
- 三 他の都道府県知事等が行うふぐ処理に関する試験に合格した者で規則で定めるもの
- 2 前項の免許を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 免許は、ふぐ処理者名簿に登録することによって行う。
- 4 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。
- 5 ふぐ処理者は、第二項の規定による申請事項のうち規則で定めるものに変更があったときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（絶対的欠格事由）

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない。

- 一 第十一条の規定により免許の取消処分（同条第二項第一号の規定による取消処分）（第七条第二号に該当する場合に限る。）を除く。）を受けた後一年を経過しない者
- 二 他の都道府県知事等から免許等を受けた者のうち、当該免許等の取消処分（第七条第二号に該当する場合と同等のもの）と認める取消処分を除く。）を受けた後一年を経過しない者

（相対的欠格事由）

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えないことができる。

- 一 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
- 二 心身の故障によりふぐ処理者の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

(免許証の書換え交付)

第八条 ふぐ処理者は、免許証の記載事項に変更があったときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書に免許証を添え、これを知事に提出しなければならない。

(免許証の再交付)

第九条 ふぐ処理者は、免許証を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請をする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 免許証を破り、又は汚したふぐ処理者が第一項の規定による申請をするときは、申請書にその免許証を添えなければならない。
- 4 ふぐ処理者は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から五日以内に、これを知事に返納しなければならない。

(免許証の返納)

第十条 ふぐ処理者は、第十一条の規定により免許を取り消されたときは、取り消されたことを知った日から五日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

- 2 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、当該ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日から三十日以内に、知事にその旨を届け出て免許証を返納しなければならない。
- 3 ふぐ処理者は、ふぐ処理を行わないこととしたときその他の規則で定めるときは、知事にその旨を届け出て免許証を返納しなければならない。

(免許の取消し等)

第十一条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消すものとする。

- 一 偽りその他の不正の手段により免許を受けたとき。
- 二 第六条第二号に該当するに至ったとき。
- 2 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、免許を取り消し、又は期間を定めて免許の効力の停止を命じることができる。
 - 一 第七条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 次条の規定に違反したとき。
- 三 県の区域（広島市、呉市及び福山市の区域を除く。）において、その責に帰すべき

事由により、ふぐ処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。

(ふぐ処理者の遵守事項)

第十二条 ふぐ処理者は、業としてふぐ処理に従事する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 ふぐ処理施設以外の場所でふぐ処理に従事しないこと。
- 二 凍結したふぐを使用する場合は、急速凍結法により凍結したものを用い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないよう流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供することとし、再凍結は行わないこと。
- 三 有毒部位の除去は、的確に行うこと。
- 四 除去した有毒部位は、焼却等衛生上の危害を生じない方法で確実に処分すること。

2 ふぐ処理者は、免許証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第三章 ふぐ処理者試験

(ふぐ処理者試験)

第十三条 ふぐ処理者試験は、ふぐ処理者として必要な知識及び技能について行う。

2 知事は、ふぐ処理者試験を毎年一回以上行うものとする。ただし、他の都道府県知事等においてふぐ処理者試験と同等以上の試験が当該年に実施され、かつ、業としてふぐ処理に従事しようとする者が当該試験を受験する機会が確保されると認められる場合は、この限りでない。

(受験資格)

第十四条 ふぐ処理者試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者でなければ、受けることができない。

(不正受験者)

第十五条 ふぐ処理者試験に関して不正の行為があったときは、知事は、当該不正行為に関係ある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。

第四章 ふぐ処理施設

(ふぐ処理施設の登録)

第十六条 ふぐ処理を行う施設を営もうとする者は、当該施設ごとに、知事に申請し、その登録を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該施設が基準条例別表第三第二号に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。ただし、法第五十五条の規定により、既に当該施設が基準条例別表第三第二号に規定する要件を満たしていると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、当該施設が基準条例別表第三第二号に規定する要件を満たしていると認めるときは、ふぐ処理施設である旨を記載した登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

4 ふぐ処理業者は、第一項の規定による申請事項のうち規則で定めるものに変更があつ

たときは、規則で定めるところにより、知事に申請又は届出をしなければならない。

- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録証を書き換えて交付する。
- 6 ふぐ処理業者は、登録証を破り、汚し、又は失ったときは、登録証の再交付を申請しなければならない。
- 7 ふぐ処理業者は、ふぐ処理を行わなくなったときは、規則で定めるところにより、登録証を添えて、知事に届け出なければならない。
- 8 ふぐ処理業者は、登録証を当該ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

第五章 雑則

(報告の徴収、立入検査等)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理者、ふぐ処理業者その他の関係者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその職員に、ふぐ処理を行う施設その他の場所に立ち入り、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(手数料)

第十八条 次の各号に掲げる申請をし、又は試験を受けようとする者は、申請の際(第四号に掲げるものにあつては、受験の申込みの際)に、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 第五条第二項の規定による免許の申請 一件につき 三千七百円
- 二 第八条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請 一件につき 二千五百円
- 三 第九条第一項の規定による免許証の再交付の申請 一件につき 二千九百円
- 四 第十三条第一項の規定によるふぐ処理者試験の受験 一万五千七百円

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(手数料の減免等)

第十九条 前条第一項の規定にかかわらず、第五条第一項第二号に該当する者であつて広島市長、呉市長又は福山市長の免許等を受けている者が行う同条第二項の規定による免許の申請については、手数料の納付を要しない。

2 前条第一項の規定にかかわらず、第八条第一項の規定により免許証の書換えを申請すべき事項について既に広島市長、呉市長又は福山市長から交付された免許証等の書換え交付を受けている者が行う同項の規定による免許証の書換え交付の申請については、手数料の納付を要しない。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の手数料を減免することができる。

る。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(ふぐ処理に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に業としてふぐ処理に従事している者であつて規則で定める者（以下「既存ふぐ処理者」という。）は、施行日から起算して二年を経過する日までは、ふぐ処理者として、引き続きふぐ処理を行うことができる。

(既存ふぐ処理者の免許の特例)

3 知事は、第五条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して二年を経過する日までに既存ふぐ処理者から申請があつたときは、当該既存ふぐ処理者に対して免許を与えることができる。この場合においては、同条第二項及び第十八条第一項第一号の規定を準用する。

(ふぐ処理者試験の受験資格の特例)

4 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は規則で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第十四条の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

(既存ふぐ処理施設の登録の特例)

5 この条例の施行の際現に業としてふぐ処理を行っている施設であつて規則で定めるもの（以下「既存ふぐ処理施設」という。）のうち、法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けているもの（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされたものを含む。）については、その許可の有効期間が満了するまでの間は、ふぐ処理施設として、引き続きふぐ処理を行うことができる。

6 既存ふぐ処理施設のうち、食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和二年広島県条例第四十九号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するとされた同条例による廃止前の食品衛生に関する条例（昭和二十六年広島県条例第四十九号）第三条の認定を受けているものについては、その認定の有効期間が満了する日又は令和六年五月三十一日のいずれか早い日までの間は、ふぐ処理施設として、引き続きふぐ処理を行うことができる。

7 既存ふぐ処理施設においては、登録証に代えて、この条例の施行の際現に交付されているふぐ処理を行う施設に係る届出済証を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(調理士に関する条例を廃止する条例の一部改正)

8 調理士に関する条例を廃止する条例(昭和三十三年広島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項名を削る。